

**第75回税理士試験 相続税法
解説**

〔第一問〕

未分割財産がある場合の相続税の申告手続、小規模宅地等の特例の適用判定、配偶者居住権等の消滅に伴う贈与税の課税関係を問う事例形式の理論問題である。

様々な論点が横断的に問われているため、それぞれの問が何を問うているのかに留意しながら解答する必要がある。

1 (1)について

相続により取得した財産が相続人間で分割されていない場合の相続税の申告手続の概要と、その趣旨について解答する。

(1) 相続税の申告手続について

相続税法では、相続又は遺贈により財産を取得した者については、「相続の開始があったことを知った日の翌日から10月以内」に相続税の期限内申告書を提出しなければならないとされている。

なお、具体的な相続税の課税価格及び納付すべき相続税額を計算するためには「相続又は遺贈により取得した財産」を確定させる必要があるが、相続により取得した財産が相続人間で分割されていない場合には、この「相続又は遺贈により取得した財産」が明確でなく、具体的な相続税の課税価格及び納付すべき相続税額を計算することができない。

そうすると、相続により取得した財産を分割されていない状況にしておけば、上述の相続税の期限内申告の規定による申告ができないこととなり、相続税の申告納付をしないことが可能であり、遺産分割を早期に行った者とそうでない者とで、課税関係が異なることになる。

このような状況を回避するため、相続税の申告書を提出する場合等において、遺産が未分割の場合には、各共同相続人又は包括受遺者が相続分又は包括遺贈の割合に従って遺産を取得したものとして、相続税の課税価格を計算するものとする相続税法第55条（未分割遺産に対する課税）が定められている。

従って、「財産が相続人間で分割されていない場合の相続税の申告手続」については、この相続税法第55条（未分割遺産に対する課税）の規定の適用を受け、相続分等の割合に従って財産を取得したものとして課税価格を計算した上で、相続税の申告書の提出を行うこととなる。本問では、この点（相続税法第55条（未分割遺産に対する課税））を、相続税の申告手続の際に必要となる事項として解答することとなる。

また、上記の相続税法第55条（未分割遺産に対する課税）は、相続税の申告書を提出するに当たり適用されることから、相続税法第27条（相続税の期限内申告）についても、解答することが望ましいと考えられる。

更に、本問では配偶者に対する相続税額の軽減の適用ができない点や、小規模宅地等の特例の適用ができない点も「財産が相続人間で分割されていない場合の相続税の申告手続」の際に考慮すべき事項であるため、解答することが考えられる。全体の分量からして解答することが難しいが、解答していれば加点項目となると考えられる。

(2) 趣旨について

上記(1)においても説明しているが、「被相続人の遺産が相続税の申告期限までに分割されない場合には、相続税の計算をすることができず、遺産分割を早期に行った者とそうでない者との間で相続税の負担に不公平が生じる」ことを防止するために設けられている。この点を簡単に説明できれば充分と考えられる。

2 (2)について

問(1)の申告手続の後に遺産分割が行われた場合の配偶者A、子B及び子Cの相続税の申告手続を解答する。

(1) 配偶者Aについて

配偶者Aは、問(1)による当初の申告に係る課税価格が3億円であったが、遺産分割により課税価格が1億5,000万円となり、課税価格に異動が生じ、当初の申告に係る課税価格及び相続税額が過大となったため、更正の請求をすることができる。

なお、問題文において「相続税の課税価格の計算の特例及び税額控除を考慮する必要がない」とあるが、この指示が「配偶者に対する税額軽減の規定を解答上で考慮しない(＝適用はないものとして解答する)」という意味か、「配偶者に対する税額軽減の規定を解答上で考慮するが、関連する条文(更正の請求の特則事由)は解答する必要はない」という意味なのか不明確である。

配偶者Aに関しては、課税価格に異動が生じるため、いずれにせよ「課税価格に異動が生じた場合」の特則事由による更正の請求(①課税価格が減少することから納付すべき相続税額も減少する、②配偶者の税額軽減の規定により納付税額が減少するのいずれかとなり、更正の請求のみが考えられる)となり、それほど解答に影響はしないが、解釈の仕方によっては解答が異なることとなるため、もう少し指示を明確にしてほしいというのが本音である。

(2) 子Bについて

子Bは、問(1)による当初の申告に係る課税価格が1億5,000万円であったが、遺産分割により課税価格が2億5,000万円となり、課税価格に異動が生じ、当初の申告に係る相続税額に不足が生じるため、修正申告をすることができる。

なお、子Bが取得した敷地については、小規模宅地等の特例の適用が可能であるが、問題文において「相続税の課税価格の計算の特例及び税額控除を考慮する必要がない」とあり、この指示が「小規模宅地等の特例の規定を解答上で考慮しない(＝適用はないものとして解答する)」という意味か、「小規模宅地等の特例の規定を解答上で考慮するが、関連する条文(更正の請求の特則事由)は解答する必要はない」という意味なのかで解答が異なってくる。

つまり、子Bは、課税価格に異動が生じることから、いずれにせよ「課税価格に異動が生じた場合」の特則事由による是正措置の適用を受けるが、「適用はないものとして解答した場合」には課税価格の増加に伴い当初の税額に不足が生じることから修正申告、「適用があるものとして解答した場合」には課税価格の減少に伴い当初の税額が過大となることから更正の請求となり、いずれで解釈するかで解答が異なることとなる。

模範解答では、「適用はないものとして解答した場合」の「課税価格の増加に伴い当初の税額に不足が生じることから修正申告」として解答しているが、「適用があるものとして解答した場合」の「課税価格の減少に伴い当初の税額が過大となることから更正の請求」の方が実際の是正措置となるため、こちらで解答していても問題はないと考えられる。(なお、「適用があるものとして解答した場合」であっても、解答する関連する条文については「関連する相続税法の条文」とされていることから、小規模宅地等の特例による特則事由は解答する必要はないと考えられる。)

(3) 子Cについて

子Cは、問(1)による当初の申告に係る課税価格が1億5,000万円であったが、遺産分割により課税価格が2億円となり、課税価格に異動が生じ、当初の申告に係る相続税額に不足が生じるため、修正申告をすることができる。

なお、子Cについては、小規模宅地等の特例の適用がないことから、更正の請求の可能性はないことから、課税価格が増加することになるため、修正申告のみとなる。

(4) その他留意点

配偶者A、子B、子Cは、「課税価格に異動が生じた場合」に該当することから、「配偶者の税額軽減の適用が可能となったこと」及び「小規模宅地等の特例の適用が可能となったこと」の特則事由については解答する必要がないため、『相続税の課税価格の計算の特例及び税額控除を考慮する必要はない』という指示がされているとも考えられる。

そのため、「適用があるものとして解答した場合」に該当した上で、相続税の課税価格の計算の特例及び税額控除の特則事由を解答する必要はないとも考えることもでき、子Bについては更正の請求として解答するとしても問題はないと考えられる。

◆ 具体的計算過程

(1) 期限内申告時

① 課税価格の計算

$100,000,000円 + 300,000,000円 + 200,000,000円 = 600,000,000円$ (未分割財産)

配偶者A $600,000,000円 \times 1/2 = 300,000,000円$ (具体的相続分)

子B $600,000,000円 \times 1/4 = 150,000,000円$ (具体的相続分)

子C $600,000,000円 \times 1/4 = 150,000,000円$ (具体的相続分)

合計 600,000,000円

② 相続税の総額の計算

$600,000,000円 - (30,000,000円 + 6,000,000円 \times 3人) = 552,000,000円$

配偶者A $552,000,000円 \times 1/2 = 276,000,000円$ 、 $276,000,000円 \times 45\% - 27,000,000円 = 97,200,000円$

子B $552,000,000円 \times 1/4 = 138,000,000円$ 、 $138,000,000円 \times 40\% - 17,000,000円 = 38,200,000円$

子C $552,000,000円 \times 1/4 = 138,000,000円$ 、 $138,000,000円 \times 40\% - 17,000,000円 = 38,200,000円$

合計 173,600,000円

③ 納付すべき相続税額の計算

イ 算出税額

配偶者A $173,600,000円 \times 300,000,000円 / 600,000,000円 = 86,800,000円$

子B $173,600,000円 \times 150,000,000円 / 600,000,000円 = 43,400,000円$

子C $173,600,000円 \times 150,000,000円 / 600,000,000円 = 43,400,000円$

ロ 配偶者に対する相続税額の軽減

(イ) 配偶者の算出税額

86,800,000円

(ロ) 軽減の基となる額

(a) $600,000,000円 \times 1/2 = 300,000,000円 \geq 160,000,000円 \therefore 160,000,000円$

(b) $300,000,000円 - 300,000,000円$ (未分割財産) = 0円

(c) (a) > (b) $\therefore 173,600,000円 \times \frac{0円}{600,000,000円} = 0円$

(ハ) 軽減額

(イ) > (ロ) $\therefore 0円$

ニ 納付すべき相続税額

配偶者A $86,800,000円 - 0円 = 86,800,000円$

子B 43,400,000円

子C 43,400,000円

(2) 分割時(是正措置)

① 課税価格の計算

配偶者A $50,000,000円 + 100,000,000円 = 150,000,000円$
 子B $(100,000,000円 - 50,000,000円) + (300,000,000円 - 100,000,000円) = 250,000,000円$
 子C $200,000,000円$
 合計 $600,000,000円$

② 相続税の総額の計算

$600,000,000円 - (30,000,000円 + 6,000,000円 \times 3人) = 552,000,000円$
 配偶者A $552,000,000円 \times 1/2 = 276,000,000円$ 、 $276,000,000円 \times 45\% - 27,000,000円 = 97,200,000円$
 子B $552,000,000円 \times 1/4 = 138,000,000円$ 、 $138,000,000円 \times 40\% - 17,000,000円 = 38,200,000円$
 子C $552,000,000円 \times 1/4 = 138,000,000円$ 、 $138,000,000円 \times 40\% - 17,000,000円 = 38,200,000円$
 合計 $173,600,000円$

③ 納付すべき相続税額の計算

イ 算出税額

配偶者A $173,600,000円 \times 150,000,000円 / 600,000,000円 = 43,400,000円$
 子B $173,600,000円 \times 250,000,000円 / 600,000,000円 = 72,333,333円$
 子C $173,600,000円 \times 200,000,000円 / 600,000,000円 = 57,866,666円$

ロ 配偶者に対する相続税額の軽減

(イ) 配偶者の算出税額

$43,400,000円$

(ロ) 軽減の基となる額

(a) $600,000,000円 \times 1/2 = 300,000,000円 \geq 160,000,000円 \therefore 160,000,000円$

(b) $150,000,000円$

(c) (a) > (b) $\therefore 173,600,000円 \times \frac{150,000,000円}{600,000,000円} = 43,400,000円$

(ハ) 軽減額

(イ) \leq (ロ) $\therefore 43,400,000円$

ハ 納付すべき相続税額

配偶者A $43,400,000円 - 43,400,000円 = 0円$
 子B $72,333,333円 \rightarrow 72,333,300円$
 子C $57,866,666円 \rightarrow 57,866,600円$

3 (3)について

問(2)の遺産分割後において、小規模宅地等の特例について解答する。

(1) ①特例対象宅地等に該当するかどうかについて

① 配偶者Aが取得した配偶者居住権の敷地利用権は、土地の上に存する権利であることから小規模宅地等の特例の対象となる。

配偶者居住権の設定の目的となっている家屋の敷地が被相続人甲の居住の用に供されており、これを配偶者Aが取得していることから、配偶者Aが取得した敷地利用権は特定居住用宅地等に該当する。

そのため、特例対象宅地等に該当することになる。

② 子Bが取得した家屋の敷地は、被相続人甲の居住の用に供されており、これを被相続人甲の居住の用に供されていた一棟の建物に居住している子Bが取得し、相続税の申告期限(注)まで引き続き宅地等を有し、かつ、その建物に居住していることから、特定居住用宅地等に該当する。

そのため、特例対象宅地等に該当することになる。

(注) 特定居住用宅地等に該当するかの要件の判定については、未分割の場合であっても相続税の申告期限において行うこととされている。

子Bは、「引き続き当該家屋を居住の用に供する予定である」とあるため、相続税の申告期限において居住の用に供していることから、特定居住用宅地等に該当することとなる。

③ 子Cが取得した更地は、相続開始直前の用途は不明であるが、建物又は構築物の敷地の用に供されていないことから、特例対象宅地等に該当しないこととなる。

④ 以上の点を、関連する条文に触れつつ解答する。

問われているのが「特例対象宅地等に該当するかどうか」であるため、特例対象宅地等の意義まで解答すれば充分と考えられる。

(2) ②特例の適用の対象となる面積について

① 配偶者Aが取得した配偶者居住権の敷地利用権については、次の算式により敷地利用権に対応する面積が小規模宅地等の特例の適用の対象となる面積となる。

$$\text{敷地面積} \times \frac{\text{敷地利用権の価額}}{\text{敷地所有権の価額} + \text{敷地利用権の価額}} = \text{敷地利用権として適用を受ける宅地の面積}$$

② 子Bが取得した家屋の敷地については、次の算式によりその敷地の所有権に対応する面積が小規模宅地等の特例の適用の対象となる面積となる。

$$\text{敷地面積} \times \frac{\text{敷地所有権の価額}}{\text{敷地所有権の価額} + \text{敷地利用権の価額}} = \text{敷地所有権として適用を受ける宅地の面積}$$

③ 子Cが取得した更地は、特例対象宅地等に該当しないため、小規模宅地等の特例の適用の対象となる面積はないことになる。

④ 配偶者Aと子Bについては、上記①と②を算定するための関連する条文を解答する。

具体的には、租税特別措置法施行令第40条の2第6項に規定されているが、理論集にも掲げていないものであり、解答は難しいことから、解答の有無はそれほど気にする必要はない。

それぞれの計算結果が解答できていれば充分と考えられる。

4 (4)について

配偶者居住権の合意消滅があった場合の贈与税の課税上の取扱いを解答する。

(1) 配偶者居住権の消滅時の取扱い

① 配偶者の死亡による消滅の場合

配偶者居住権を有していた配偶者が死亡した場合には、配偶者居住権は消滅する。この場合には、消滅することから相続の対象とはならず、相続人に対して相続税が課されることはない。

② 合意による無償解除の場合

配偶者Aと所有者である子Bとの合意により、配偶者居住権を無償等で解除した場合には、所有者である子Bが当初予定されていた存続期間の満了を待たずに居住建物等の使用収益ができることとなり、配偶者Aから所有者である子Bへ居住建物等を使用収益する権利が移転したものと考えられることから、相続税法第9条（その他の利益）の規定により、配偶者Aが有していた配偶者居住権等の価額に相当する利益を、配偶者Aから所有者である子Bが贈与により取得したものとみなされて贈与税が課されるとされている。（基通9-1302）

本問では、この贈与税の課税関係を解答することとなる。

なお、実際には、配偶者Aと子Bとの間で対価を支払った上で、合意消滅させる場合も考えられるが、この場合には無償等による移転ではないため、贈与税の課税関係は生じない場合もある。この点についても解答していれば、加点項目となると考えられる。

〔第二問〕

近年の本試験においては出題されていなかった問1と問2形式での出題である。

それぞれの前提に注意しながら解答する必要がある。

問1

通常の相続税の総合問題である。内容自体はそれほど難しい点は多くないため、しっかりと得点することが望ましい。

1 相続人・相続分の判定等

- (1) 相続人は、第一順位の取扱いである。
- (2) 亡子Aが死亡していることから、孫Cと孫Dが代襲者として代襲相続の取扱いが生じる。なお、孫Cは、被相続人甲の養子にもなっていることから、二重身分に該当する点を見落とさないように。また、孫Dは、相続を放棄していることから、相続人に該当しない点も見落とさないように。
- (3) 孫Eは、子Bが生存していることから、代襲相続は生じないこととなる。従って、法定相続人にも該当しないことから、未成年者控除の適用はない点を見落とさないように。
- (4) 子B、夫B'及び孫Eは、米国に住所を有しており、相続開始前10年以内に日本国内に住所を有していたことはないが、被相続人甲が日本国内に住所を有しているため、非居住無制限納税義務者に該当する。
従って、全ての取得財産が課税対象となり、負担した債務も控除対象となるため、勘違いしないように。

相続人・相続分		法定相続人の数及びこれに応じた相続分	
乙	1/2	乙	1/2
B	1/3	B	1/6
C	1/6	C	1/4
		D	1/12
	1	4人	1

2 財産評価等

※ 問題文において「財産の評価に当たり適用する財産評価関係通達については、令和7年4月4日現在のもの〜に基づき評価する」とされており、「令和7年4月5日以降に改正があった場合には、改正前のものとする」とあることから、令和7年4月5日以降に行われた改正（森林の立木の標準価額の改正）については、考慮する必要はない。

ただし、本問では出題されていないことから、特に影響はない。

(1) 宅地F及び畑H

① 評価単位

宅地Fと畑Hは隣接しているが、評価単位の判定については、それぞれの評価方法が異なるため、地目の異なる土地ごとに区分して評価することとされている。

従って、宅地Fと畑Hは、それぞれを一画地として評価することとなる。

原則	例外
① 地目の異なる土地はそれぞれ別評価単位とする。	イ 地目の異なる土地が一体で利用されている場合 ロ 宅地比準方式により評価する農地～雑種地 ハ 生産緑地と一般の市街地農地
② 取得時点ごとに評価単位を定める。 ③ 取得者ごとに評価単位を定める。	いわゆる不合理分割に該当する場合 ※ 不合理分割とは、現実の利用状況を無視した場合や通常の土地利用ができない分割があった場合をいう。 「評価額が下がる = 不合理分割」ではないことに注意
④ 被相続人又は贈与者が有する宅地又は宅地の上に存する権利（使用貸借による権利を除く。）を基にする。	
⑤ 自用と他者が有する宅地の上に存する権利（使用貸借による権利を除く。）がある場合には、別評価単位とする。	
⑥ 他者が有する権利（使用貸借による権利を除く。）がある場合には権利者・権利の種類異なるごとに評価する。	

② 宅地Fの評価方法

畑Hと区分して評価することから、側方路線を有する不整形地に該当し、各種補正の適用関係に留意する必要がある。

イ 奥行価格補正

正面路線である20万円の路線については、(a)計算上の奥行価格補正又は(b)区分計算による奥行価格補正の方法によることができる。

側方路線である10万円の路線については、(a)計算上の奥行価格補正又は(c)差引計算による奥行価格補正の方法によることができる。

これらの方法は、各路線ごとに選択することが可能であるため、それぞれの方法を比較した上で評価すること。

なお、隅切りの対象となっている土地の間口距離は、その隅切り部分がないものとした間口距離の32m又は10mとすることになるため、計算上の奥行距離を算定する際はこの間口距離を用いることになると考えられる。

(a) 計算上の奥行距離を算定する方法

	① 奥行距離の計算
	(a) 不整形地の地積÷間口距離 } いずれか短い距離 (b) 想定整形地の奥行距離 }
	② 不整形地の評価額
	正面路線価 × 【①の奥行距離】による奥行価格補正率 × 不整形地補正率 × 地積

(b) 不整形地を区分して求めた整形地を基として計算する方法

	① 区分した整形地の価額
	正面路線価 × 【各整形地の奥行距離】による奥行価格補正率 × 地積
	② 不整形地補正前の1㎡当たりの価額
	①の合計額 ÷ 地積 (円未満切捨)
	③ 不整形地の評価額
	②の1㎡当たりの価額 × 不整形地補正率 × 地積

(c) 隣接地を含む整形地から隣接地の価額を差し引いて計算する方法

	① 隣接地を含む整形地の価額の計算
	正面路線価 × 【隣接地を含む整形地の奥行距離】による奥行価格補正率 × 地積
	② 隣接地の価額の計算
	正面路線価 × 【隣接地の奥行距離】による奥行価格補正率※ × 地積
	※ ①の奥行価格補正率より低い率となる場合には、①の奥行価格補正率
	③ 不整形地補正前の1㎡当たりの価額
	(①-②) ÷ 地積 (円未満切捨)
	④ 不整形地の評価額
	③の1㎡当たりの価額 × 不整形地補正率

ロ 側方路線影響加算

側方路線である10万円の路線については、側方路線影響加算を行う。

なお、側方路線を有する不整形地であり、側方路線における想定整形地の間口距離20mの全てに面していないことから、側方路線の加算額の調整計算(接道按分)が必要となる点を見落とさないように。

この場合の分子の「評価対象地が側方路線に面する距離」については、隅切りがなかったものとした場合の距離である10mとするのが相当であると考えられる。(交通の便宜上設置されている部分であるため、評価額に影響させる必要はないと考えられる。)

$$\text{側方路線価} \times \frac{\text{側方路線に係る奥行価格補正率}}{\text{側方路線影響加算率}} \times \frac{\text{評価対象地が側方路線に面する距離}}{\text{側方路線における想定整形地の間口距離}}$$

ハ 不整形地補正

不整形地であるため、不整形地補正率の適用を忘れないように。

ニ 共有持分としての評価

「被相続人甲の共有持分2分の1」とされているため、持分を乗じ忘れないように。

③ 畑Hの評価方法

市街地農地であることから、宅地比準方式により評価する。

こちら「被相続人甲の共有持分2分の1」とされているため、持分を乗じ忘れないように。

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{その農地が宅地であるものと} \\ \text{した場合の1㎡当たりの価額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{その農地を宅地に転用する場合} \\ \text{の1㎡当たりの造成費相当額} \end{array} \right\} \times \text{地積}$$

(2) 家屋G

増改築等に係る家屋の状況に応じた固定資産税評価額が付されていない家屋の評価である。

この場合には、建物Gの固定資産税評価額に、増築部分の価額を加算した価額に基づいて評価する。

なお、この「増築部分の価額」は、次のいずれかとされている。

- ① 増改築等に係る家屋を状況の類似した付近の家屋の固定資産税評価額を基としてその付近の家屋との構造等の差を考慮して評定した価額
- ② 上記①の状況の類似した付近の家屋がない場合には、その増改築等に係る再建築価額から償却費相当額※を控除した価額の70/100に相当する金額
- ※ 償却費相当額は、再建築価額からその価額に0.1を乗じて計算した金額を控除した価額に、その家屋の耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令に規定する耐用年数)のうちに占める経過年数(増改築等の時から課税時期までの期間に相当する年数(1年未満の端数があるときは、その端数は1年とする。))の割合を乗じて計算する。(≒旧定額法)
- なお、最後に70/100を乗ずるのは、一般的に固定資産税評価額が通常の時価の70%相当額とされていることを考慮してのことである。

ただし、課税時期から申告期限までの間に、その家屋の課税時期の状況に応じた固定資産税評価額が付された場合には、その固定資産税評価額によることとされている。

本問では、申告期限までに課税時期の状況に応じた固定資産税評価額が付されておらず、状況の類似した付近の家屋もないため、上記②の価額を家屋Gの固定資産税評価額に加算して価額を基に評価することとなる。

◆ 増改築等に係る家屋の状況に応じた固定資産税評価額が付されていない家屋の評価のまとめ

優先順序	評価方法(評価倍率(1.0)を乗ずる前の固定資産税評価額の算定)
(1)	課税時期から申告期限までの間に、増改築等に係る家屋の課税時期の状況に応じた固定資産税評価額が付された場合には、新たに付された改訂後の固定資産税評価額
(2)	増改築等に係る部分以外の部分 に対応する固定資産税評価額 + 増改築等に係る部分の価額として、その増改築等に係る家屋と状況の類似した 付近の家屋の固定資産税評価額を基としてその付近の家屋との構造、経過年数、 用途等の差を考慮して評定した価額
(3)	増改築等に係る部分以外の部分 に対応する固定資産税評価額 + $\left\{ \begin{array}{l} \text{増改築等に係る} \\ \text{部分の再建築価額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{増改築等から課税時期までの} \\ \text{間における償却費相当額} \end{array} \right\} \times \frac{70}{100}$ ----- ※ 増改築等から課税時期までの 間における償却費相当額※ = $\left\{ \begin{array}{l} \text{増改築等に係る} \\ \text{部分の再建築価額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{増改築等に係る} \\ \text{部分の再建築価額} \end{array} \times 0.1 \right\} \times \frac{\text{経過年数}}{\text{建物の耐用年数}}$

本問では、家屋Gの共有持分2分の1を被相続人甲が所有しているが、この増築部分の帰属をどのようにしているかが不明確である。

持分の割合を変更しているのであれば問題はないが、仮に変更をしていないのであれば、「他方の共有持分2分の1」を有する他者に対する贈与(増築による家屋Gの価額の増加に伴う利益の帰属)があったものと考えられ、生前贈与加算等の適用が考えられてしまい、相続税の計算に影響が生じる。

ただし、「他方の共有持分2分の1」の所有者が不明確であることから、解答上は特に考慮しないで解答するしかない。

(3) 宅地 I

側方路線を有する宅地の評価である。正面路線と側方路線とで地区区分が異なるため、評価方法に留意すること。

① 正面路線の判定

正面路線を判定する際は、各路線ごとの地区区分に応じた奥行価格補正率を乗じた後の金額により判定を行う。

この判定により、正面路線が確定した場合には、以後の各種補正においては「正面路線の地区区分」により評価を行う点に留意すること。

② セットバック部分の評価

セットバック部分を有することから、次の算式によりセットバック部分の評価減を行う。

$$\frac{\text{セットバックの必要がない場合の自用地評価額} - \text{セットバックの必要がない場合の自用地評価額}}{\text{宅地の総地積}} \times \frac{\text{セットバックを必要とする部分の地積}}{\text{宅地の総地積}} \times 0.7$$

③ 区分地上権の目的となっている宅地としての評価

宅地 I の一部に下水道管施設を目的として区分地上権が設定されているため、区分地上権の評価額を控除して評価する。

この区分地上権の評価額は、次の算式により計算する。

$$\text{自用地価額} \times \frac{\text{区分地上権が設定されている部分の地積}}{\text{一画地の宅地の自用地の地積}} \times \text{区分地上権割合}$$

(4) 構築物（アスファルト舗装）

構築物は、次の算式により評価する。最後に70/100を乗じるのを忘れないように。

$$\left[\text{再建築価額} - \frac{\text{建築の時から課税時期までの期間の償却費の額の合計額又は減価の額}}{\text{償却費の額の合計額又は減価の額}} \right] \times \frac{70}{100}$$

なお、再建築価額は「課税時期においてその財産を新たに建築するために要する費用の額」であるため、勘違いしないように。

(5) J社株式

取引相場のない株式の評価である。基本的な論点が多いため、確実に解答したい。

① 評価方法の判定

親族グループの所有議決権割合が50%以下30%以上であり、他に50%超のグループがないことから、同族株主に該当する。

なお、同族株主に該当する者については、基本的に原則的評価方式となるが、次の要件の全てを満たす者については特例的評価方式により評価する。

イ 取得者個人の所有議決権割合が5%未満であること。

ロ 評価会社の役員(注)に該当しないこと。

(注) 役員とは、社長、理事長並びに法人税法施行令第71条第1項第1号、第2号及び第4号に掲げる者をいう。

(法人税法施行令第71条第1項) 抜粋

一 代表取締役、代表執行役、代表理事及び清算人

二 副社長、専務、常務その他これらに準ずる職制上の地位を有する役員

四 取締役(指名委員会等設置会社の取締役及び監査等委員である取締役に限る。)、会計参与、監査役、監事

ハ 評価会社に中心的な同族株主(注)がいること。

(注) 中心的な同族株主

中心的な同族株主とは、課税時期において、同族株主の1人並びにその株主の配偶者、直系血族、兄弟姉妹、一親等の姻族(これらの者の同族関係者である会社のうち、これらの者が有する議決権の合計数とその会社の議決権総数の25%以上である会社を含む。)の有する議決権の合計数とその会社の議決権総数の25%以上である場合におけるその株主をいう。

ニ 取得者が中心的な同族株主に該当しないこと。

本問では、子Bは所有議決権割合が5%以上であることから、上記の要件を満たさず、原則的評価方式となる。

② 類似業種比準価額

難しい点はないため、落ち着いて解答すること。

イ 1株(50円)当たりの株価(E)

$$A \times \left[\frac{\frac{\text{㉔}}{\text{B}} (\text{X. xx}) + \frac{\text{㉕}}{\text{C}} (\text{X. xx}) + \frac{\text{㉖}}{\text{D}} (\text{X. xx})}{3} (\text{X. xx}) \right] \times \text{斟酌率} = E \text{ (10銭未満切捨て)}$$

ロ 1株当たりの類似業種比準価額の計算

$$E \times \frac{1 \text{株当たりの資本金等の額}}{50 \text{円}} = \text{評価額 (円未満切捨て)}$$

ハ 類似業種の金額

各金額は次のとおりである。

記号	内 容
A	課税時期の①属する月, ②前月, ③前々月, ④前年平均, ⑤課税時期前2年間平均 の最も低い株価
B	課税時期の属する年の類似業種の1株当たりの配当金額
C	課税時期の属する年の類似業種の1株当たりの年利益金額
D	課税時期の属する年の類似業種の1株当たりの純資産価額(帳簿価額)

ニ 評価会社の金額

記号	内 容	基 本 算 式	端 数 処 理
㉔	評価会社の1株当たりの年配当金額	$\frac{\text{直前期末以前2年間における配当金額} \div 2}{\text{資本金等の額を50円とした場合の発行済株式数}}$	10銭未満切捨て
㉕	評価会社の1株当たりの年利益金額	次のいずれか少ない金額 イ $\frac{\text{直前期末以前1年間における利益金額}}{\text{資本金等の額を50円とした場合の発行済株式数}}$ ロ $\frac{\text{直前期末以前2年間における利益金額} \div 2}{\text{資本金等の額を50円とした場合の発行済株式数}}$	円未満切捨て
㉖	評価会社の1株当たりの純資産価額(帳簿価額)	$\frac{\text{直前期末における純資産価額(帳簿価額)}}{\text{資本金等の額を50円とした場合の発行済株式数}}$	円未満切捨て
—	50円当たりの発行済株式数	$\text{直前期末の資本金等の額} \div 50 \text{円}$	1株未満切捨て
—	1株当たりの資本金等の額	$\text{直前期末の資本金等の額} \div \text{直前期末の発行済株式数}$	円未満切捨て

③ 1株当たりの純資産価額

1株当たりの純資産価額の計算方法は次のとおりである。

$$\frac{\text{資産の合計額(相評)} - \text{負債の合計額(相評)} - \text{評価差額に対する法人税額等}}{\text{課税時期現在の発行済株式数(自己株式を除く)}} = 1 \text{株当たりの純資産価額} \text{ (円未満切捨て)}$$

※ 評価差額に対する法人税額等は、次の算式により計算する。

$$\left[\left\{ \begin{array}{l} \text{相統税評価額による純資産価額} \\ \left\{ \begin{array}{l} \text{資産の合計額} \\ \text{(相統税評価額)} \end{array} \right\} - \left\{ \begin{array}{l} \text{負債の合計額} \\ \text{(相統税評価額)} \end{array} \right\} \end{array} \right\} - \left\{ \begin{array}{l} \text{帳簿価額による純資産価額} \\ \left\{ \begin{array}{l} \text{資産の合計額} \\ \text{(帳簿価額)} \end{array} \right\} - \left\{ \begin{array}{l} \text{負債の合計額} \\ \text{(帳簿価額)} \end{array} \right\} \end{array} \right\} \right] \times 37\% = \text{評価差額に対する法人税額等} \text{ (千円未満切捨て)}$$

④ 原則的評価額

小会社であることから、原則的評価額は次のとおりとなる。

次のいずれか少ない金額
イ 純資産評価方式(注)
ロ 併用評価方式
類似業種比準評価額 × 0.50 + 純資産評価額(注) × (1 - 0.50)
(注) 同族株主等の議決権割合が50%以下の場合には80/100あり

(6) 家庭用財産

日常礼拝の用に供されている仏壇は、相続税の非課税財産となる。見落とさないように。

(7) 上記以外の遺産

名義預金については、実質の所有者が有しているものとして、課税関係を整理する。

本問では、被相続人甲が実質的な所有者である読み取れるため、被相続人甲の相続財産となり、相続税の課税対象となる。

なお、名義預金とは、形式的には配偶者や子・孫などの名前で預金しているが、収入等から考えれば、実質的にはそれ以外の真の所有者がいる、つまり、それら親族に名義を借りているのに過ぎない預金をいう。

従って、名義は被相続人のものでなくても、実質的に被相続人に係る預貯金と認められるものは、被相続人の相続財産に該当する。

本問では、実質的な所有者が被相続人甲である指示があり、遺産分割の対象にもしていることから、被相続人甲の相続財産に該当し、相続税の課税対象となる。

◆ 名義預金の判断基準（参考）

相続税の調査の際、特に問題となることの多い名義預金の判定の基準は以下のとおりである。

以下のいずれかの基準に該当すると名義預金と判定され、その預金の名義人に関わらず実質所有者が判定される可能性がある。

(1) 使用印鑑

家族名義の預金の印鑑のすべてが同一印鑑であり、かつ、通常被相続人が自分の預金に使用しているものと同じである場合には、名義借りの可能性が強くなる。

(2) 受取利息

家族名義の預金の利息を被相続人名義の預金等に入金し、被相続人が費消していると認められる場合には、名義借りの可能性が強くなる。

(3) 保管（管理）状況

預金通帳や証書等を誰が保管（管理）していたかで、名義人の判断材料とする。例えば、被相続人がすべて自分で管理しており、名義人はそのような預金があることさえ知らなかったという場合には、当然、名義借りとみなされる。

(4) 贈与税の申告の有無

贈与税の申告がない場合は、名義借りと判断される可能性が強くなる。

つまり、現預金・有価証券などは単に名義だけを変えたもので、実質は父の財産と判断され相続財産として相続税が課される

3 小規模宅地等の特例

(1) 宅地F

被相続人甲及び養子C等の居住の用に供されていた宅地等であり、同居親族である養子Cが取得しており、相続税の申告期限まで居住継続及び保有継続をしていることから、特定居住用宅地等に該当する。

なお、「申告期限後においては、家屋Gに居住していなかった」とあるが、特定居住用宅地等の判定は相続税の申告期限において行うのが原則的な取扱いであるため、本問では特定居住用宅地等に該当する。勘違いをしないように。

(2) 畑H

建物又は構築物の敷地の用に供されていないことから、特例対象宅地等に該当せず、小規模宅地等の特例の対象とはならない。

(3) 宅地I

被相続人等の貸付事業の用に供されていた宅地等であり、親族である配偶者乙が取得しており、相続税の申告期限までに貸付事業の承継及び保有継続をしていることから、貸付事業用宅地等に該当する。

4 みなし財産

- (1) L生命保険は、亡子Aが負担した保険料があるが、「亡子Aの相続の際に被相続人甲が生命保険契約の権利を遺贈により取得したものとみなされているものとする」とあるため、被相続人甲の負担分として取扱う。
従って、全額が被相続人甲から相続又は遺贈により取得したものとみなされて相続税の課税関係が生じる。
- (2) M生命保険は、相続開始時において保険事故未発生の保険契約であり、被相続人甲が保険料を負担していることから、生命保険契約に関する権利の課税関係が生じる。
なお、被相続人甲が保険契約者であるため、本来の財産に該当する。
「遺言により孫Eが引き継ぐ」とあるため、孫Eに対する遺贈財産として解答する。
- (3) N生命保険は、10年間定期金により支給されるものであることから有定期金に該当する。
なお、解約した場合の解約返戻金の金額及び一時金の給付を受けるとした場合の一時金の額が与えられているため、複利年金現価率を乗じて計算した金額とのいずれか多い金額をもってその評価額とすることになる。
- (4) 孫Dは、相続人でないことから生命保険金の非課税の適用がない点を見落とさないように。

5 債務控除

- (1) 準確定申告の所得税等は、被相続人甲に係る債務であるため控除対象となるが、その延滞税は相続人が行うべき準確定申告が遅れたものであることから、相続人の責めに帰すべきものとして控除対象外となる。
- (2) 遺言の執行費用は、被相続人甲の債務に該当しないことから、控除対象外となる。
- (3) 死亡診断書発行費用は、市役所等から火葬許可証の交付を受けるために必要なものであることから、葬儀を行うために必要な葬式費用として控除対象となる。
- (4) 通夜及び告別式の費用は、控除対象となる。
なお、孫Dは相続放棄をしているものの、葬式費用については相続放棄者であっても控除が可能である点を見落とさないように。
- (5) 初七日法要の費用は、追善供養のために行われるものであり、葬儀に関連して要するものではないことから、控除対象とはならない。
- (6) 香典返戻費用は、いわゆる後日返しのものである。これは、葬儀の参列者からいただいた香典の額に応じた御礼を、四十九日法要の際や後日郵送で送付するためのものであり、事後的に要したものと及び相続税法上の非課税とされている香典のお返しとしてのものであることから、控除対象外となる。

6 税額計算

- (1) 養子Cは、代襲して相続人となった者であることから、一親等の血族に該当し、相続税額の加算の対象とならない。
孫Dは、相続放棄をしていることから、代襲して相続人となった者に該当しないことから、一親等の血族に該当せず、相続税額の加算の対象となる。
孫Eは、代襲して相続人となった者に該当しないことから、一親等の血族に該当せず、相続税額の加算の対象となる。
- (2) 配偶者乙は、被相続人甲の配偶者であることから、配偶者に対する相続税額の軽減の適用がある。
- (4) 孫Dは、18歳未満の者であり、被相続人甲の法定相続人に該当することから、未成年者控除の適用対象となる。
孫Eは、18歳未満の者であるものの、被相続人甲の法定相続人に該当しないことから、未成年者控除の適用対象とならない。

問2

(1)被相続人Xからの贈与に係る贈与税の課税価格、(2)Xの相続に係る相続税の課税価格に加算される財産の価額を求める問題である。

令和5年度税制改正による、令和6年1月1日以後の贈与・相続に関する改正項目を中心とした問題であるため、それぞれの取扱いに注意しながら解答する必要がある。

1 解答方法の確認

問(1)で問われているのは「Xから生前に贈与により取得した財産に係る贈与税の課税価格(基礎控除及び相続時精算課税に係る贈与税の特別控除後の価額)」である。そのため、配偶者Yからの贈与に係る金額は解答する必要はないことになる。(Bの①の贈与)

なお、「課税価格」は『基礎控除及び相続時精算課税に係る贈与税の特別控除後の価額』とされているが、『基礎控除』に関しては暦年課税とも相続時精算課税とも説明がないことから、その両者を指しているものとして解答する必要があると考えられる。

この点を見落とすと、全ての解答に影響が生じるため、留意すること。

また、『～控除後の価額』という指示から、贈与税の申告書の1,000円未満の端数処理後で解答することも考えられるが、問題文において特に指示もないことから、模範解答においては端数処理をしないで解答している。どちらでも正解と考えられる。

2 Xの状況の確認

Xは、令和9年(2027年)6月30日に死亡していることから、生前贈与加算の経過措置である「令和9年1月1日～令和12年12月31日の開始した相続」であるため、生前贈与加算の適用では次の点に留意する。

(1) 生前贈与加算の加算対象となる期間が「令和6年1月1日～相続開始の日までの間」となる。

(2) 上記(1)の加算対象となる財産に「相続開始前3年以内に取得した財産^{以外}の財産」があることから、その合計額から100万円を控除する取扱いが生じる。(Cの③の贈与)

これらの点は、答練などの計算問題では出題していなかった(例年の試験問題が「試験実施年(令和7年)の開始相続」であったため、これを想定した作問であったため)ため、解答する際には普段と異なる点に留意をする必要がある。

なお、理論問題では出題したこともあるため、その点を思い出しながら解答作成をしてくれば充分である。

3 (1)Aが取得した財産について

(1) ①について

平成19年にXから住宅取得等資金の贈与を受けている。

なお、Xは平成19年1月1日において59歳であり、相続時精算課税の贈与者要件である「65歳以上の者(平成26年12月31日以前の贈与の場合)」に該当しないが、旧租税特別措置法第70条の3(特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例)の規定により、住宅取得等資金の贈与の場合には贈与者が「65歳未満の者」であっても相続時精算課税の適用を受けることができるため、この特例の適用により、Aは相続時精算課税の適用を受けることができる。この特例の適用を受けた場合には、相続時精算課税が継続適用されることになり、②以降の贈与にも影響が生じる。他の贈与は相続時精算課税にならないといった勘違いをしないように。

また、平成15年1月1日～平成21年12月31日の住宅取得等資金の贈与であって、相続時精算課税の適用を受けている場合には、旧租税特別措置法第70条の3の2(住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税に係る贈与税の特別控除の特例)の適用を受けることができ、住宅資金特別控除額1,000万円を上乗せし、通常の特別控除額2,500万円と併せて3,500万円の特別控除を受けることができる。Aは、この特例の適用も受けているとある点を見落とさないように。(住宅取得等資金の非課税規定は、平成21年1月1日から創設されたため、当時は非課税規定がなく、この特別控除額の上乗せの特例により、贈与を促進していた。)

なお、住宅資金特別控除額は、通常の特別控除額よりも優先して適用を受けることができるため、通常の特別控除額を翌年以後に繰り越す効果も有しているが、本問では全額控除してしまうため、それほど気にする必要はない。

従って、Aの平成19年分の贈与税の課税価格は、贈与を受けた住宅取得等資金3,500万円から、住宅資金特別控除額1,000万円及び通常の特別控除額2,500万円が控除され、これらの控除後の課税価格は0円となる。

ただし、住宅資金特別控除額及び通常の特別控除額は、あくまでも「贈与税計算上で控除するもの」であり、特定贈与者であるXの相続に係る相続税の課税価格に加算される財産の価額は、その控除前の金額である3,500万円となる点に留意すること。

(この点が現行の住宅取得等資金の非課税規定と異なる点となる。20年近く前の規定であり、余り計算問題でも取り扱ってこなかったが、講義の内容等を思い出して解答してくれば充分である。)

(2) ②について

令和5年に現金100万円の貸し付けを受けているが、「この貸付金に係る元利金の返済の約定がない」とあるため、返済を要しない金銭の提供であることから貸付金に該当せず、金銭の贈与とするのが相当であると考えられる。

なお、令和5年12月31日に以前の贈与であることから、相続時精算課税の基礎控除額の控除はなく、特別控除額も①の贈与により全額控除済であることから、Aの令和5年分の贈与税の課税価格は100万円となる。

また、特定贈与者であるXの相続に係る相続税の課税価格に加算される財産の価額は100万円となる。

(3) ③について

令和6年に外貨普通預金の贈与を受けているが、既経過利子の額が少額なものに該当することから、預入高によって評価することとなる。

なお、外国為替相場につき課税時期に為替相場がない場合には、課税時期前の対顧客直物電信買相場(T. T. B)を用いて邦貨換算を行う。また、本問では特に関係しないが、預金等の金融機関が特定されるものについては、その特定される金融機関が公表する為替相場により換算を行うため、E銀行の公表する為替相場によって評価しなければならない点も確認するように。

(1)	(2) 以外 の 場 合	財産	課税時期の対顧客直物電信買相場(T. T. B)
		債務	課税時期の対顧客直物電信売相場(T. T. S)
(2)	為替予約がある場合	財産	為替予約契約に係る為替相場
		債務	

また、令和6年1月1日以後の贈与であることから、相続時精算課税に係る基礎控除額 110万円の控除がされる点を見落とさないように。

従って、Aの令和6年分の贈与税の課税価格は、外貨普通預金の評価額 7,451,000円から、相続時精算課税に係る基礎控除額 1,100,000円を控除した 6,351,000円となる。(特別控除額は0円となるため省略している)

更に、特定贈与者であるXの相続に係る相続税の課税価格に加算される財産の価額は、相続時精算課税に係る基礎控除額を控除した後の残額であることから、上記の 6,351,000円となる。

4 (2)Bが取得した財産について

(1) ①について

令和6年にXから30,000,000円、Yから10,000,000円の住宅取得等資金の贈与を受けており、省エネ等住宅以外の住宅用の家屋の取得に充てていると考えられるため、住宅資金非課税限度額 5,000,000円の適用を受けることができる。この非課税は「Xからの贈与を優先的に充てる」とあるため、Xからの30,000,000円のうち 5,000,000円を非課税とすることになる。

また、「X及びYのいずれの贈与についても～相続時精算課税選択届出書を適法に提出している」とあるため、両者からの贈与を相続時精算課税として計算を行う必要がある。(この場合に、Yの年齢が不明であるが、Yが「60歳以上」であれば原則の適用要件を満たすことにより適用が可能であり、Yが「60歳未満」であっても住宅取得等資金の贈与であることから租税特別措置法第70条の3(特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例)の規定により適用が可能となる。従って、いずれにせよ適用が可能となる。状況を確認しておいてほしい)

なお、BはX及びYからの贈与について相続時精算課税の適用を受けており、かつ、令和6年1月1日以後の贈与であることから、相続時精算課税に係る基礎控除額は、次の算式により按分した金額をもって、それぞれの特定贈与者に係る基礎控除額となる。

$$110万円 \times \frac{\text{特定贈与者ごとの贈与税の課税価格}}{\text{特定贈与者ごとの贈与税の課税価格の合計額}}$$

(注) 上記の算式により計算した特定贈与者ごとの相続時精算課税に係る基礎控除の額に1円未満の端数がある場合には、特定贈与者ごとの相続時精算課税に係る基礎控除の額の合計額が110万円になるようにその端数を調整して差し支えない。

従って、Bの相続時精算課税に係る基礎控除額のうち、Xに係る金額は 785,714円(注)となる。

$$(注) 1,100,000円 \times \frac{(30,000,000円 - 5,000,000円)}{(30,000,000円 - 5,000,000円) + 10,000,000円} = 785,714.2\cdots円 \rightarrow 785,714円$$

この場合に、基礎控除額に1円未満の端数がある場合には、合計額が110万円になるように端数を調整することができるため、Xに係る金額を切り上げて 785,715円とすることも可能である。

本問では特に端数処理の指示がなく、「最も有利となる方法を選択する」といった指示もないため、いずれで解答していても正解と考えられる。

ただし、相続時精算課税に係る特別控除額は、特定贈与者ごとに25,000,000円の控除が認められるため、上記の基礎控除額とは異なる点に留意すること。(上記3(1)の住宅資金特別控除額 1,000万円の上乗せ措置は、平成21年12月31日をもって廃止されたため、適用はない点にも留意すること。)

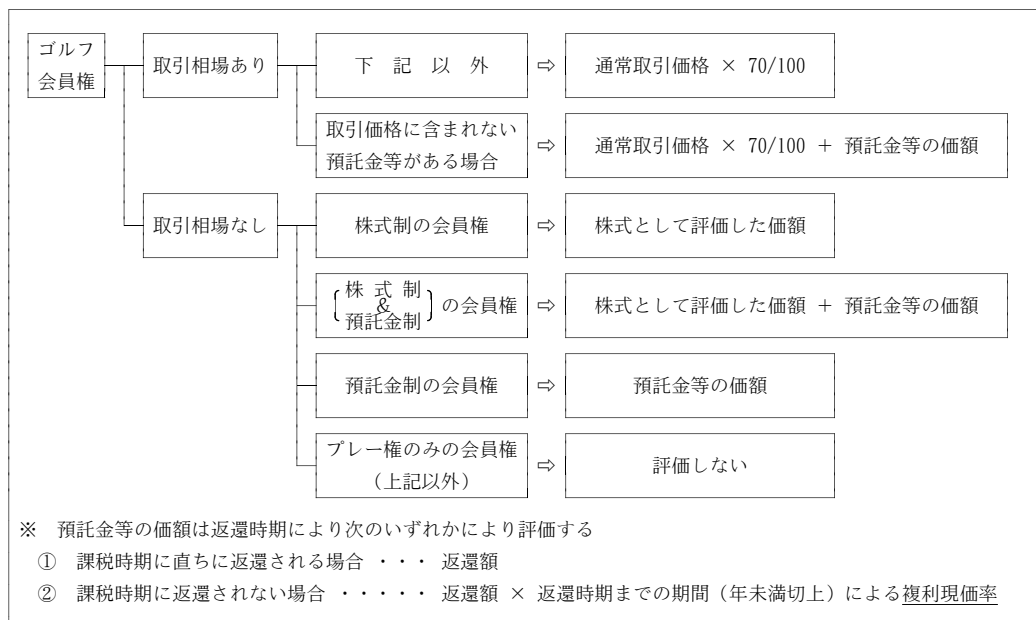
そのため、Bの令和6年分のXに係る贈与税の課税価格は、贈与を受けた30,000,000円から住宅資金非課税限度額 5,000,000円を控除し、そこから基礎控除額 785,714円(or 785,715円)を控除し、その控除後の金額から特別控除額24,214,286円(or24,214,285円)を控除した0円となる。

なお、特定贈与者であるXの相続に係る相続税の課税価格に加算される財産の価額は、課税価格に算入されないこととなる住宅資金非課税限度額 5,000,000円及びXに係る相続時精算課税に係る基礎控除額 785,714円(or 785,715円)を控除した後の残額である24,214,286円(or24,214,285円)となる。

(2) ②について

令和7年にF会員権の贈与を受けているため、財産評価が必要となる。なお、取引相場があることから、取引価格を基に、取引価格に含まれていない預託金の額を別途加算して評価することになる。預託金の額の評価は、複利現価率によるため、資料に惑わされないように。

◆ ゴルフ会員権の評価方法



なお、Xからの贈与について相続時精算課税の適用を受けており、令和6年1月1日以後の贈与であることから、相続時精算課税に係る基礎控除額の控除を忘れないように。基礎控除額は、暦年ごとに110万円の控除が可能であるため、①の贈与で控除済みといった取扱いとはならない点にも留意すること。

ただし、特別控除額は、特定贈与者ごとに累積2,500万円であるため、①で控除した特別控除額24,214,286円(or24,214,285円)を控除した後の残額785,714円(or785,715円)が特別控除額となる点に留意すること。

従って、Bの令和7年分の贈与税の課税価格は、F会員権の評価額27,400,000円から、相続時精算課税に係る基礎控除額1,100,000円及び相続時精算課税に係る特別控除額の残額785,714円(or785,715円)を控除した25,514,286円(or25,514,285円)となる。

また、特定贈与者であるXの相続に係る相続税の課税価格に加算される財産の価額は、相続時精算課税に係る基礎控除額を控除した後の残額であることから、特別控除額の残額の控除前の26,300,000円となる。

5 (3)Cが取得した財産について

(1) ①について

平成28年に信託受益権の贈与を受けており、教育資金一括贈与の非課税の適用を受けていることから、非課税限度額 1,500万円までは贈与税の課税価格に算入されない。(問題文では合計所得金額が与えられているが、所得要件が追加されたのは平成31年4月1日以後の贈与等からであるため、本問では何ら考慮する必要はない。)

従って、Cの平成28年分の贈与税の課税価格は、贈与を受けた10,000,000円から課税価格に算入されない非課税額10,000,000円を控除した0円となる。

また、この非課税の適用を受けた財産については、生前贈与加算の規定の対象とならないため、相続税の課税価格に加算される金額はない。(そもそも令和6年1月1日以後の贈与財産でもないため、加算されることはないが)

更に、平成29年の誕生日を迎えることでCが30歳に達しているが、「誕生日において学校に在籍し、～届出をしており、それ以降についても、～学校に在籍している旨を適法に届け出ている」とあるため、40歳に達するまで教育資金管理契約の終了事由に該当せず、平成29年の誕生日においては契約終了時の贈与税の課税関係は生じていないとも読み取れる。

ただし、「受贈者が30歳に達した際に、学校等に在学している場合に40歳まで契約終了を延長することができる取扱い」は、令和元年度税制改正により、『令和元年7月1日以後に30歳に達する受贈者』について適用されるとされていることから、Cについてはこの取扱いの適用は受けることができず、平成29年5月12日の誕生日において契約終了時課税を受けていることになる。

しかし、同日における教育資金出額が与えられていないことから計算不能となるため、解答上はその旨を解答するに留めている。

恐らく、作問者の意図は、「40歳まで契約終了が繰り延べられ、令和9年の誕生日(令和9年5月12日)を迎えた際に終了時課税を受け、Xからの贈与財産として生前贈与加算の適用対象となる」という前提で作問していると考えられるが、上述の施行時期を考慮することを失念しており、現行条文で規定されている事項のみで作問しているのだと思われる。

仮に、40歳で契約終了する場合には、相続開始年分の生前贈与加算適用財産として贈与税は非課税となり、相続税の課税価格に加算される金額が220万円となる、より複雑な解答とすることを想定していたのだと考えられるが、上述のとおり、施行時期の失念により、想定とは異なる結果となったと考えられる。

(2) ②について

令和5年にXの銀行借入金を引き受けることを条件に、H社の株式10,000株の贈与を受けていることから、負担付贈与に該当する。

なお、負担付贈与の場合には、気配相場等のある株式の評価に当たっては、課税時期の取引価格のみで評価する必要があるが、取引価格に高値と安値がある場合には、その平均額を用いる点に留意すること。

その上で、その評価額2,820万円から負担額2,500万円を控除した金額320万円が「財産の価額」として贈与税の課税価格に算入される。

従って、Cの令和5年分の贈与税の課税価格は、その財産の価額とされた320万円から暦年課税に係る基礎控除額110万円を控除した残額210万円となる。

ただし、令和6年1月1日以後に贈与を受けた財産でないことから加算対象贈与財産に該当せず、Xの相続に係る相続税の課税価格に加算される財産の価額はない。

(3) ③について

令和6年に居住用の分譲マンションの一室に係る区分所有権及び敷地利用権の贈与を受けていることから、個別通達「居住用の区分所有財産の評価について」の適用がある。

なお、具体的な評価方法は次のとおりである。

$\frac{\text{自用地としての価額（通常の相続税評価額）}}{\text{or}} \times \text{区分所有補正率} = \frac{\text{一室の区分所有権等に係る敷地利用権の価額}}{\text{or}} \text{一室の区分所有権等に係る区分所有権の価額}$	×	区分所有補正率	=	$\frac{\text{一室の区分所有権等に係る敷地利用権の価額}}{\text{or}} \text{一室の区分所有権等に係る区分所有権の価額}$
---	---	---------	---	---

(注) 1 上記の「自用地としての価額」は、マンション敷地の所在する地域の次の区分に応じ、それぞれ評価した金額をいう。

- ① 路線価地域の場合
各種補正率適用後の路線価 × 地積 × 共有持分（又は敷地利用権割合）
- ② 倍率地域の場合
敷地の固定資産税評価額 × 評価倍率 × 共有持分（又は敷地利用権割合）

2 上記の「自用家屋としての価額」は、『家屋の固定資産税評価額 × 評価倍率(1.0)』をいう。

3 上記の「区分所有補正率」は、評価乖離率の逆数である評価水準（1 ÷ 評価乖離率）の区分に応じた次のものをいう。

区 分	区分所有補正率
評価水準 < 0.6	評価乖離率 × 0.6
0.6 ≤ 評価水準 ≤ 1	補正なし
1 < 評価水準	評価乖離率

本問では、上記の評価乖離率を算定する必要があるが、評価乖離率の算定のための参考資料がないため、自身の知識を基に算定する必要があるが、ほとんどの受験生がこの算定はできないものと考えられるため、正否はそれほど気にする必要はない。

従って、Cの令和6年分の贈与税の課税価格は、上記の個別通達に応じて計算した価額59,603,832円から暦年課税に係る基礎控除額1,100,000円を控除した残額58,503,832円となる。

また、令和6年1月1日以後に贈与を受けた財産であることから加算対象贈与財産に該当し、Xの相続に係る相続税の課税価格に加算されることとなるが、その加算される価額は「課税価格計算の基礎に算入されるものの価額」であることから、暦年課税に係る基礎控除額1,100,000円の控除前の金額であり、かつ、相続開始前3年以内の贈与財産以外の加算対象贈与財産であることから、財産の価額から1,000,000円を控除した金額である58,603,832円となる。

6 (4)Dが取得した財産について

(1) ①について

令和7年に上場株式Kの贈与を受けているが、贈与税の課税価格に算入される金額は「贈与時の時価 200万円」となる。

従って、Dの令和7年分の贈与税の課税価格は、贈与時の時価 200万円から暦年課税に係る基礎控除額 110万円を控除した残額である90万円となる。

なお、Dは、Xから相続又は遺贈により財産を取得していないことから、生前贈与加算の規定の適用はないため、Xの相続に係る相続税の課税価格に加算される財産の価額はないことになる。

(注) Dは、②の贈与に係る結婚・子育て資金管理契約に係る贈与者死亡時の課税関係により、管理残額を相続又は遺贈により取得したものとみなされるが、「管理残額以外に相続又は遺贈により財産を取得していない者については、生前贈与加算の規定の適用はない」とされている点にも留意すること。

(2) ②について

令和8年に現金(財産は明確にされていないが、L銀行への預入れであることから現金と考えられる。)の贈与を受けており、結婚・子育て資金一括贈与の非課税の適用を受けていることから、非課税限度額 1,000万円までは贈与税の課税価格に算入されない。(合計所得金額が 1,000万円以下であることから、適用が可能である。)

従って、Dの令和8年分の贈与税の課税価格は、贈与を受けた 700万円から課税価格に算入されない非課税額 700万円を控除した 0円となる。

また、この非課税の適用を受けた財産については、生前贈与加算の規定の対象とならないため、Xの相続に係る相続税の課税価格に加算される金額はない。

ただし、令和9年6月30日にXが死亡していることから、同日における非課税拠出額 700万円から同日における結婚・子育て資金支出額 480万円を控除した残額 220万円が、贈与者であるXから相続又は遺贈により取得したものとみなされる。(教育資金の一括贈与の非課税制度と異なり、贈与時期にかかわらず適用がある点や、適用免除といった措置もないことから、適用関係には留意する必要がある。)

この金額についても、Xの相続に係る相続税の課税価格に加算される金額ということもできるため、模範解答では解答しているが、実際にはみなし相続等による取得であり、「相続税の課税価格に加算されるもの」ではないため、解答していなくても問題はない。